

| |
|--------------------------|
| 資料提供 |
| 令和4年4月22日（金） |
| 移住定住推進課 担当：河本 |
| 電話：073-441-2930（内線 2938） |



求ム！移住者。

移住希望者が安心して空き家を購入・賃借できるよう、契約前に家屋に不具合があるかを調査する費用へ補助します。

補助額：調査費用の2分の1〔最大5万円〕

空き家の売買や賃貸については、経年劣化等による不具合が分からないまま契約をし、後でトラブルになるケースがあります。県では、このようなトラブルを未然に防ぐため、事前に空き家の状態を調査する費用への補助制度を新たに設けました。

このほか、空き家情報を提供する「わかやま空き家バンク」の運営や空き家改修の補助等も行い、本県への移住拡大につなげます。

【補助金の概要】

補助金名：わかやま既存住宅状況調査補助金

対象者：空き家の売買または賃貸契約を締結しようとする者

対象経費：令和4年4月1日以降に実施した既存住宅状況調査の費用

*国土交通省の定める講習を修了した建築士が、住宅の基礎や外壁の劣化・不具合の状況を把握する調査のこと。

対象住宅：わかやま空き家バンクに登録された居住用の空き家

わかやま空き家バンクURL <https://www.wakayamagurashi.jp/category/house/akiya>

参考

【移住推進空き家活用事業補助金】

空き家改修への補助：補助率3分の2〔最大80万円〕

【空き家流動化対策事業補助金】

空き家の家財等撤去への補助（空き家のお片付け補助）：補助率10分の10〔最大8万円〕

◎ 対象地域等補助条件がございますので、詳しくはお問い合わせください。